川内原子力発電所2号機 第19回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条(定期検査) 電気事業法第55条(定期事業者検査)

- 2. 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備
 - (1)原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
 - (2)計測制御系統設備
 - (3)燃料設備
 - (4)放射線管理設備
 - (5)廃棄設備
 - (6)原子炉格納施設
 - (7)非常用予備発電装置
 - (8)蒸気タービン設備
- 3. 定期検査期間中に実施する主な工事
 - (1)燃料の取替え

燃料集合体157体の約3分の1を取り替える。

(2)加圧器管台溶接部の計画保全工事 (図-1,2参照)

予防保全の観点から、加圧器管台溶接部を600系ニッケル基合金による溶接から耐応力腐食割れ性に優れた690系ニッケル基合金による溶接に変更する。また、施工性の観点から、加圧器管台セーフエンド及び配管の一部を取り替える。

(3)加圧器スプレイライン及び加圧器補助スプレイライン取替工事(図 - 2参照) 予防保全の観点から、加圧器スプレイラインの配管の一部に使用している冷 間曲げ管を、残留応力が小さい熱間曲げ管に変更する。

また、設備の信頼性向上の観点から、加圧器補助スプレイラインの配管及び 弁の溶接箇所をソケット溶接から突合せ溶接に変更する。

(4)格納容器再循環サンプスクリーン取替工事(図-3参照)

原子炉冷却材喪失事故時、格納容器再循環サンプスクリーンが異物混入により機能低下することを防止する観点から、ろ過性能を向上(表面積を拡大)させたスクリーンに変更する。

(5)炉外核計装盤取替工事(図-4参照)

川内原子力発電所2号機の炉外核計装盤は、設置後約25年が経過しており、 装置を構成する主要部品が製造中止となっているため、信頼性、保守性の向上 を図るため、核計装装置のうち炉外核計装盤の取替えを行う。

(6) 計装用電源装置(安全系) 取替工事(図-5参照)

川内原子力発電所 2 号機の計装用電源装置は、設置後約 2 5 年を経過しており、装置を構成する主要部品が製造中止となっているため、信頼性、保守性の向上及び将来的な設備容量の増加を考慮し、計装用電源装置の取替えを行う。

(7)主蒸気流量検出器増設工事(図-6参照)

計測制御系統設備の更なる信頼性向上を図るため、各ループに主蒸気流量 検出器を1個増設する。

(8)蒸気タービン取替工事 (図-7参照)

低圧タービンの翼(羽根)取付け部の応力腐食割れに対する予防保全のため、低圧タービンを取り替える。また、低圧タービンとの保守、点検の統一及び取替工事の合理化の観点から、高圧タービンについても併せて取り替える。

(9)主変圧器及び所内変圧器取替工事 (図-7参照)

予防保全の観点から、主変圧器及び所内変圧器を取り替える。なお、取り替える変圧器は、主変圧器と所内変圧器の一体型構造とする。

以 上

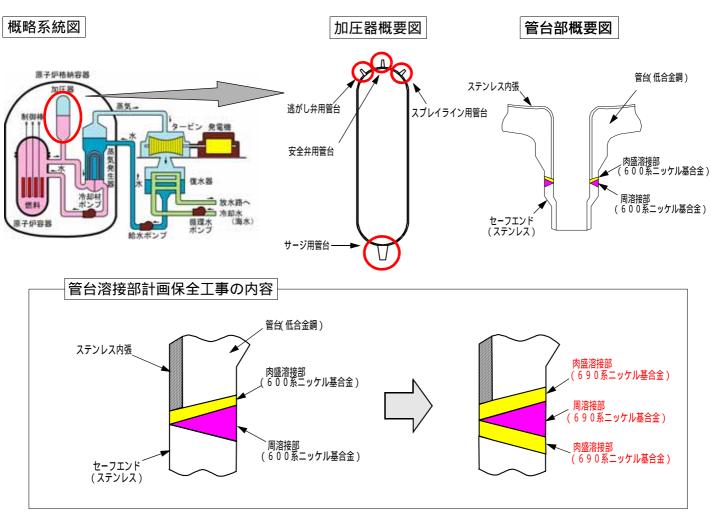


図 - 1 加圧器管台溶接部計画保全工事

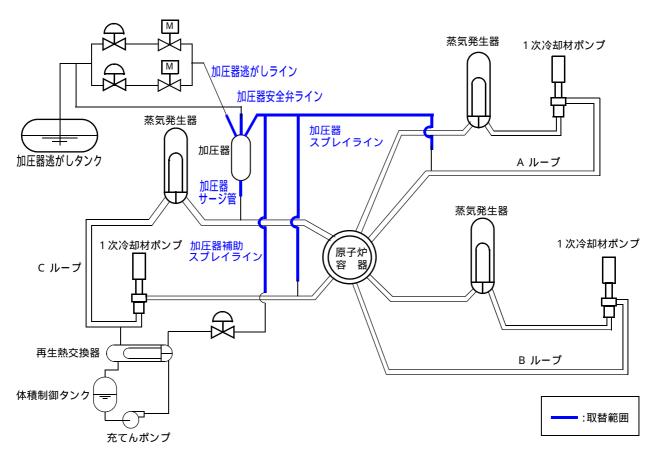


図 - 2 配管取替工事

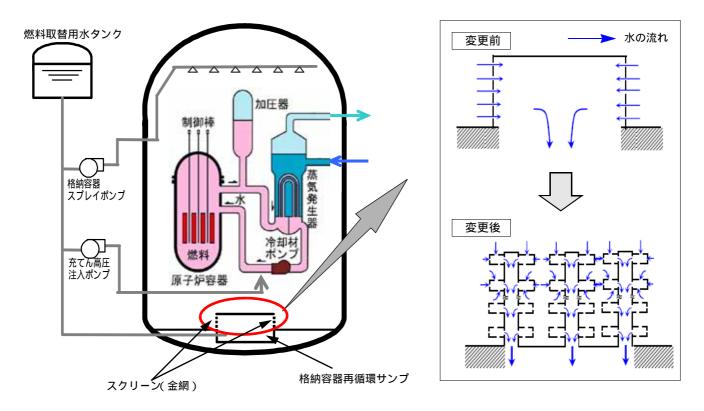


図 - 3 格納容器再循環サンプスクリーン取替工事

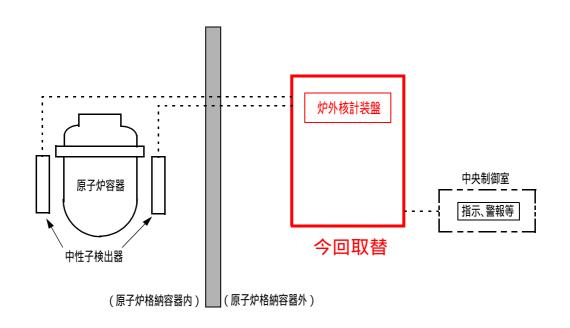


図 - 4 炉外核計装盤取替工事概要図

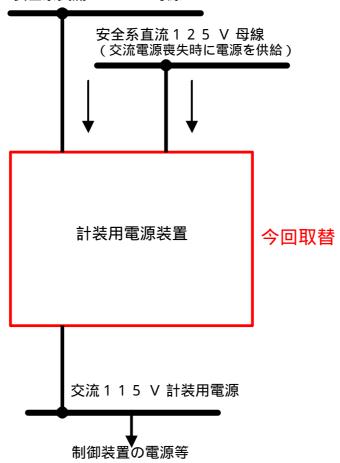


図 - 5 計装用電源装置取替工事

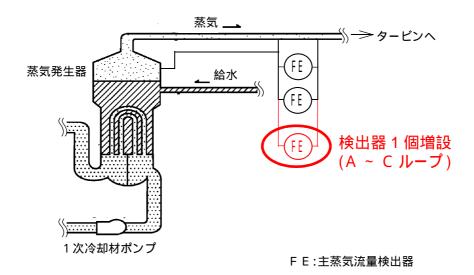


図 - 6 主蒸気流量検出器増設工事

概略系統図 主変圧器及び所内変圧器取替工事 主変圧器 所内変圧器 所内変圧器 原子炉容器 施水ボンフ 施水路へ ボンブ (海水)

主変圧器及び所内変圧器一体型構造

蒸気タービン取替工事

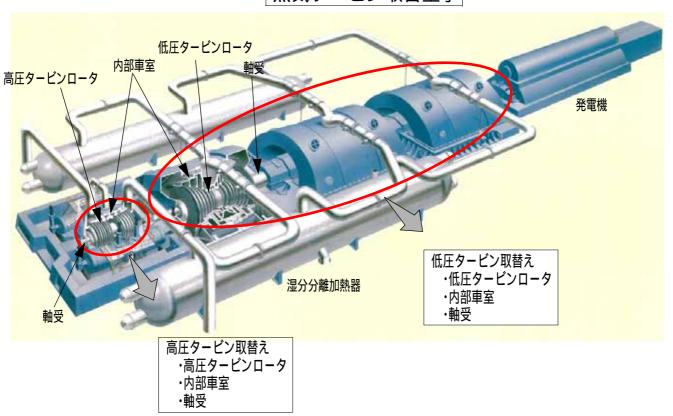


図 - 7 2次系機器取替工事概要図